

各 位

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会
代 表 代 行 池住 義憲
弁護団共同代表 山田 正彦
〃 岩月 浩二

「種子法廃止と食の安全基準の改定に関する訴訟」ご参加のお願い

皆様にお願ひがあります。

TPP交渉差止め違憲訴訟は3年前から訴を提起しましたが、1審判決が言い渡され、「いまだにTPPは発効されておらず、それに伴う法改正もなされておらず、よって国民の権利義務に変わりはないとして却下されました。

私達TPP違憲訴訟弁護団では控訴して争っていますが、日本だけはTPPを批准してすでに同協定17章の内容にあるように種子法を廃止致しました。

これまで種子法によってコメ、麦大豆は公共の種子として国が管理して都道府県に種子の原種、原原種の維持、優良品種の奨励を義務づけていました。

農水省事務次官通知では、民間企業の種子、例えば日本モンサントの「とねのめぐみ」や三井化学アグロの「みつひかり」（価格は公共種子の7倍から10倍）などの種子が参入するまでの間、各都道府県はこれまでの事業を維持して、その間にこれまでの育種に関する知見を民間に提供するようになってい

ます。
これでは、種子法によって戦後、国民が安全な主要農産物を安定して享受することができた食料主権が損なわれることとなります（憲法13条、25条）また、農業生産者は主要農産物の種子これまでのように生産を継続することもできなくなります。（憲法22条1項、29条）

これらはいずれも日本国憲法に反するもので、今回TPP違憲訴訟弁護団では種子法廃止による違憲確認の訴訟を提起することにいたしました。このような事情をご理解の上、原告として訴訟委任状に署名捺印してご協力いただけませんか。よろしくお願ひいたします。

2018年1月25日

<訴訟委任状の書き方>

- ① 住所を記入する。
- ② 「委任者」欄に氏名を記入する。
- ③ 2箇所（氏名右側と上部）に押印する。

（シャチハタ不可）。

※日付・事件の表示欄は記入不要です。

<委任状送付先・お問い合わせ>

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-10

ライオンズマンション平河町 216

TPP 交渉差止・違憲訴訟の会

TEL：03-5211-6880 FAX：03-5211-6886

メール：info@tpphantai.com

<訴訟の会へ入会される方へ>

訴訟活動・会運営の継続のため、訴訟の会への入会をお願ひ申し上げます。

会費：一口 一般 2,000 円より・賛助団体 10,000 円より

●ゆうちょ銀行から

口座名称：TPP 交渉差止・違憲訴訟の会

口座記号番号：00110-6-419550

●ゆうちょ以外の金融機関から

口座名称：TPP 交渉差止・違憲訴訟の会

ゆうちょ銀行 店名：〇一九 店番：019

預金種別：当座預金 口座番号：0419550